

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日
のときは、翌日)

目 次

◇ 告 示 新たに生じた土地の確認
字の区域の変更

新たに行おうとする土地改良事業の認可

土地改良事業の認可(二件)

保安林の指定の解除

保安林の指定の解除予定(二件)

開発行為に関する工事の完了

都市計画事業の認可

風俗営業等取締法による聴聞

◇ 公安告示

告 示

鳥取県告示第千十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、淀江町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置(昭和五十八年五月十七日現在
の地番による。)

新たに生じた土地
の面積

西伯郡淀江町大字淀江字長町九三二の七の地先

三五〇・七二平方
メートル

鳥取県告示第千十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、昭和五十八年十二月一日からその効力を生ずる。

昭和五十八年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十八年五月十七日現在の地番による。）
大字淀江字長町	大字淀江字長町の全域 大字淀江字長町九三一の七の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第千二十号

米子市四ヶ村堰土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（南部地区暗きよ排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十一月二十二日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二十一号

会見町から申請のあつた町営土地改良（会見（田住）地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十一月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二十二号

会見町から申請のあつた町営土地改良（会見（朝金）地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十一月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十八年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字淵見字深山ノ上六七五の四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千二十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字駒帰字櫛浪口上エ四〇六・字扇畑四五五の二・字上へ側上エ四六三から四六六まで・字小櫛浪口四八六・字念佛岩五六三の二・五六三の三・五六五の一・五六五の二・五六六(以上一二筆について、次の図に示す部分に限る。)、五六三の一、五六四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千二十五号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字牧谷字砂濱六九〇の一四(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千二十六号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年十月十二日 鳥取県指令受米土維第七百八十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市入船町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市朝日町五九

松本 豊

鳥取県告示第千二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業 境港市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十八年十一月二十九日から昭和六十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

境港市佐斐神町字上東屋敷、字上灘、字東灘ノ三、字中東屋敷、字北灘、字東灘ノ二、字丸塚、字下西屋敷、字下東屋敷、字東屋敷、字幸神灘、字東灘ノ一及び字砂浜ノ四並びに字砂浜ノ四地先国有地、財ノ木町字出口、字オノ木、字上屋敷、字オノ木灘、字篠津灘、字上灘、字西屋敷、字川端、字川尻、字上戎通及び字中灘並びに字上灘及び字中灘地先国有地、小篠津町字本宮、字浜田、字下灘屋敷、字下戎通、字御崎灘、字中屋敷、字本角、字北ノ後及び字寺東並びに字御崎灘地先国有地、表垣町字下戎通、字御崎灘、字寺灘、字下灘、字上灘、字蔵本灘及び字川向前並びに字下灘及び字川向前地先国有、新屋町字垣ノ内、字浜田、字川向灘、字岡蔵本灘、字蔵本灘、字岡川尻灘、字与七灘及び字寄会前並びに字寄会前、字川尻前及び字一ツ家前地先国有地、高松町字月見浜及び字釜池前地先国有地、美保町字上灘及び字釜池灘並びに字釜池灘地先国有地、竹内町字大林、字堀切、字上浜田、字上灘、字釜池灘、字荒山、字角盤、字南原、字浜屋敷、字旭松、字前屋敷、字灘屋谷、字千代畑、字乳母ヶ池、字岡口、字中屋敷、字九條浜、字後屋敷、字佐賀里谷、字佐賀里灘、字月見瀉、字煤竹場、字

花園、字三保ノ原、字大禮場、字才佛灘、字釜池落、字又助、字三斗
 蒔、字小磯塚、字高岡、字才佛及び字北浜田並びに字釜池灘、字千代
 畑、字煤竹場及び字才佛灘地先国有地並びに福定町字浜田、字上灘及
 び字笹津向並びに字笹津向地先国有地地内

2 使用の部分

なし

公安委員会規則

鳥取県公安委員会告示第七十三号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規
 定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定に
 より公示する。

昭和五十八年十一月二十九日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十八年十二月七日午後一時から

鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本
 庁舎七階）

二 被聴聞者

岡山市田町二丁目一〇番一五号 有限会社クマガイ産業
 鳥取市立川町五丁目三八一番地六 豊島晴美
 鳥取市吉成五六六番地四八 岩尾善輝